

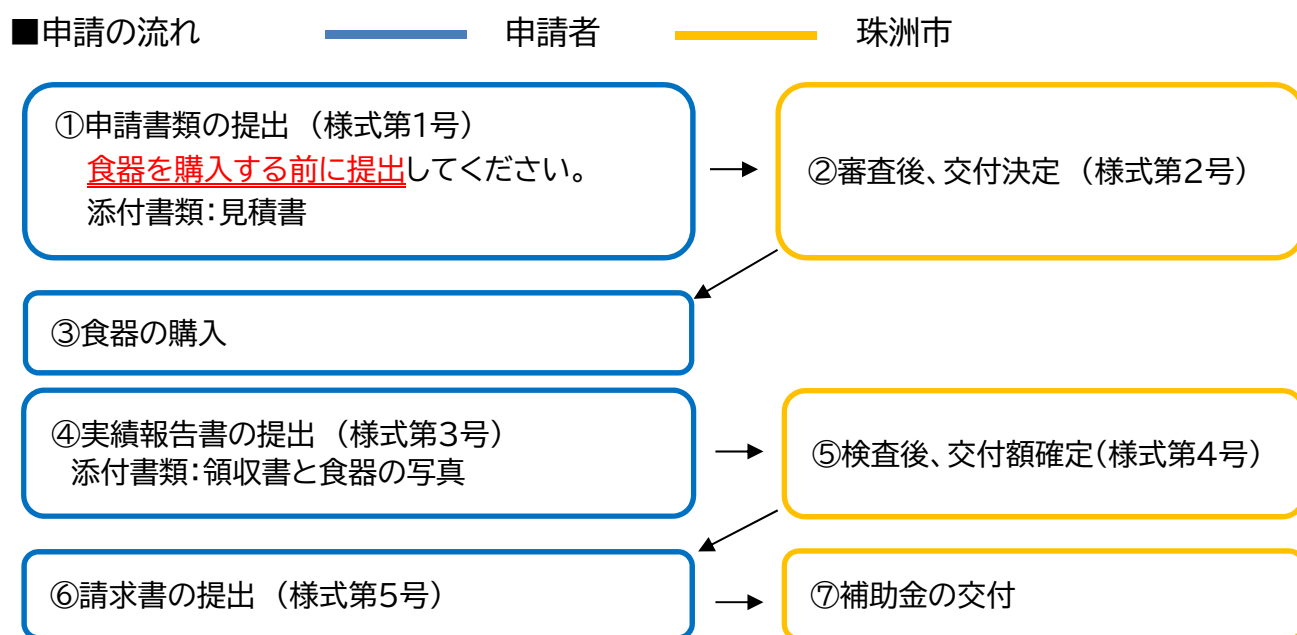
珠洲焼購入費補助制度のご案内

珠洲焼の産業化を図るため、本市に事業所を有する旅館業又は飲食業を営む者が、事業用として珠洲焼の食器を購入する場合、購入費の一部を補助します。ぜひご活用ください。

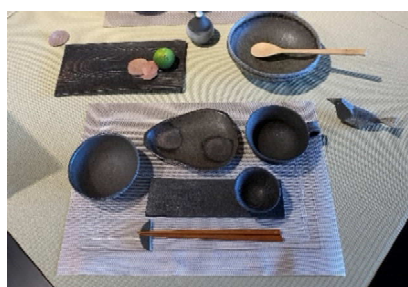
■内容

対象者	補助対象	補助金額
珠洲焼の食器等を事業用として購入する旅館業、飲食業を営業する事業者	△湯飲み、飯碗または丼、猪口、ビールジョッキ等(10個以上) △急須、銚子(3個以上) △コーヒーカップ(5セット以上) △料理用盛りつけ皿等(5枚以上)	購入費用の2分の1又は5万円のいずれか低い額(1,000円未満切り捨て) ※補助金の交付は、 <u>1事業者につき年度内1回限り</u>

■申請の流れ



※珠洲市ホームページトップページ → 事業者向け情報 → 商業に関して → 珠洲焼購入費補助制度に交付要綱や様式を掲載しています。ダウンロードしてお使いください。



【問い合わせ先】 珠洲市役所産業振興課 商工振興・企業誘致係
TEL 0768-82-7775 FAX 0768-82-7802